

議案第23号 資料1

川崎市高等学校奨学金支給条例施行規則の一部を改正する規則の制定について 概要

1 川崎市高等学校奨学金制度概要

(1) 概要

ア 高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）及び専修学校の高等課程を含む。以下同じ。）に入学を許可された者又は在学する者で、能力があるにもかかわらず経済的理由のため修学が困難な者に奨学金を支給する制度（給付型）

イ 高等学校への入学を許可された者（中学3年生）に支給する「入学支度金」と、在学するものに支給する「学年資金」がある。

※学年資金は単年度の制度

(2) 奨学生の資格

次の全てに該当する者（該当すれば市外や私立の学校の在籍者も対象）

ア 川崎市内に住所を有すること。

イ 世帯の合計所得金額の合計が、生活保護法による保護の基準に従い算定した基準額以下であること。

ウ 学業成績について、全履修科目の評定結果の平均値が5段階評価で3.5以上であり、在学する校長からの推薦が受けられること。

(3) 支給額

区分	学年	国公立	私立
入学支度金	入学前	45,000円	70,000円
学年資金	1学年	36,000円	60,000円
	2学年	61,000円	85,000円
	3学年	46,000円	70,000円

(4) 令和4年度採用者数

ア 入学支度金

国公立：116人 私立：79人 計：195人

イ 学年資金

国公立：327人 私立：345人 計：672人

2 背景

- (1) 「川崎市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進プラン」に基づき、重点取組事項として行政手続の原則オンライン化を進めている。
- (2) 川崎市高等学校奨学金について、申請者の利便性の向上のため、これまでの紙の申請書のみによる申請手続を改め、オンライン手続かわさき「e-KAWASAKI」（以下「e-KAWASAKI」という。）を活用したオンライン申請を実施する手法を導入することとした。

3 オンライン申請運用案

別紙「川崎市高等学校奨学金 新申請手法（紙・オンライン申請）の流れ」のとおり

4 規則改正理由

- (1) e-KAWASAKI を活用したオンライン申請について、川崎市立学校は受付を行うことができるが、本制度の対象である川崎市立学校以外の学校では、当該オンライン申請を利用できず受付を行えないため、教育委員会事務局において受付を行う必要がある。
- (2) 川崎市立学校へのオンライン申請や紙の申請書による申請の場合も、手続の明確化や事務の効率化を図るため、教育委員会事務局において統一して申請を受ける。
- (3) 現行規則に規定する申請手続において、紙の申請書を校長経由で提出することとなっているが、上記により、申請手続を改める必要があるため、規則改正を行う。

5 今後について

令和5年	9月	規則改正
		川崎市高等学校奨学金支給事務取扱要領改正（新様式の追加）
	10月から12月まで	令和6年度川崎市高等学校奨学金（入学支度金）の募集（オンライン化の周知） （申請書受付期間予定：令和5年11月10日から12月18日）
令和6年	1月から3月まで	審査・奨学生決定
	3月	奨学金（入学支度金）支給
	4月から6月まで	令和6年度川崎市高等学校奨学金（学年資金）の募集（オンライン化の周知）
	7月	審査・奨学生決定
	8月	奨学金（学年資金前期分）支給
令和7年	2月	奨学金（学年資金後期分）支給